

国分寺市青少年育成団体指導者保険制度

青少年のために活動するみなさんを、市がサポートします！

登録は無料です。ぜひご活用ください！

この制度について

市内の青少年育成団体で無償ボランティアとして活動する指導者を対象に、活動中のケガや賠償事故に備えた補償制度です。

対象となる団体・指導者

対象団体： 市内で青少年の健全育成を目的として活動する団体

対象指導者： 登録団体に所属し、無償で活動する指導者

※交通費・食事代等の実費弁償のみの場合も対象となります

補償の内容・期間

補償期間：登録の翌日 ～ 翌年5月20日

区分	補償の種類	補償額
傷害補償	死亡・後遺障害	2,500 千円
傷害補償	入院（日額）	3,000 円
傷害補償	通院（日額）	2,000 円
賠償補償	1 事故あたり	100,000 千円

※補償額は予算の状況により変更となる場合があります。

→裏面に続きます

登録の方法

必要書類

1. 登録申請書（様式第 1 号）
2. 青少年育成団体指導者名簿
3. 令和 年度事業計画書

提出方法： 担当課窓口への持参または郵送

※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

事故が起きたときは

事故発生後は速やかに担当課へご連絡のうえ、事故報告書（様式第 3 号）を 1 週間以内にご提出ください。

賠償事故の場合は、示談交渉を行う前に必ず担当課へご連絡ください。

お問い合わせ・申請窓口

国分寺市 子ども家庭部 子ども若者計画課 若者支援担当

電話 042-312-8646

メール kowakakei@city.kokubunji.tokyo.jp

受付時間 平日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時

所在地 〒185-8501 国分寺市泉町 2 丁目 2 番 18 号